

県南広域振興局長告示第69号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成21年4月28日

県南広域振興局長 勝 部 修

1 居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0310900014	なのはなヘルパーステーション	一関市宮前町5番27号	一関市山目字館64番7	平成21年3月20日

2 重度訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0310900014	なのはなヘルパーステーション	一関市宮前町5番27号	一関市山目字館64番7	平成21年3月20日